

平成 年 (東) 第 号
申立人
被申立人 東京電力株式会社

正
本

別紙1

答 弁 書

平成24年3月22日

原子力損害賠償紛争解決センター 御中

(被申立人)

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
東京電力株式会社
代表者代表取締役 西澤 俊夫

(指定通知場所)

〒
電話
FAX
被申立人代理人 弁護士

〒
電話
FAX
被申立人代理人 弁護士

第1 経過の概要（請求状況及び支払状況）は次のとおり。

補償金の種別	請求の有無	支払の有無	支払金額 支払日時	参考事項等
仮払補償金	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	—	
本払補償金	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	—	

第2 申立金額に対する認否は次のとおり。

損害項目	申立人の主張額	認否	否認・認否留保の理由	予想される争点及び 被申立人の主張
避難費用 1 (1) 交通費	240,000円（＝月 額20,000円×12 か月）	<input type="checkbox"/> 全額認める <input type="checkbox"/> 否認 <input checked="" type="checkbox"/> 認否留保	<input checked="" type="checkbox"/> 証拠書類なし <input type="checkbox"/> 金額の相当性なし <input type="checkbox"/> 避難等が終了済み <input type="checkbox"/> 相当因果関係なし <input checked="" type="checkbox"/> その他	別紙参照。
(2) 謝礼, 引越 越し費用など	28,350円	<input type="checkbox"/> 全額認める <input type="checkbox"/> 否認 <input checked="" type="checkbox"/> 認否留保	<input type="checkbox"/> 証拠書類なし <input type="checkbox"/> 金額の相当性なし <input type="checkbox"/> 避難等が終了済み <input type="checkbox"/> 相当因果関係なし <input checked="" type="checkbox"/> その他	別紙参照。
2. 生活費増加分 (1) 家電等・自 転車	410,000円	<input type="checkbox"/> 全額認める <input type="checkbox"/> 否認 <input checked="" type="checkbox"/> 認否留保	<input checked="" type="checkbox"/> 証拠書類なし <input type="checkbox"/> 金額の相当性なし <input type="checkbox"/> 避難等が終了済み <input type="checkbox"/> 相当因果関係なし <input checked="" type="checkbox"/> その他	別紙参照。
2. 生活費増加分 (2) 二重生活に よる光熱費	妥当な額	<input type="checkbox"/> 全額認める <input type="checkbox"/> 否認 <input checked="" type="checkbox"/> 認否留保	<input checked="" type="checkbox"/> 証拠書類なし <input type="checkbox"/> 金額の相当性なし <input type="checkbox"/> 避難等が終了済み <input type="checkbox"/> 相当因果関係なし <input checked="" type="checkbox"/> その他	別紙参照。

2. 生活費増加分 (3) 転校による 授業料	143,090円	<input type="checkbox"/> 全額認める <input type="checkbox"/> 否認 <input checked="" type="checkbox"/> 認否留保	<input type="checkbox"/> 証拠書類なし <input type="checkbox"/> 金額の相当性なし <input type="checkbox"/> 避難等が終了済み <input type="checkbox"/> 相当因果関係なし <input checked="" type="checkbox"/> その他	別紙参照。
2. 生活費増加分 (4) 転入費+銀 行手数料	78,970円	<input type="checkbox"/> 全額認める <input type="checkbox"/> 否認 <input checked="" type="checkbox"/> 認否留保	<input type="checkbox"/> 証拠書類なし <input type="checkbox"/> 金額の相当性なし <input type="checkbox"/> 避難等が終了済み <input type="checkbox"/> 相当因果関係なし <input checked="" type="checkbox"/> その他	別紙参照。
2. 生活費増加分 (5) 通学時カッ パ・防寒着	20,000円	<input type="checkbox"/> 全額認める <input type="checkbox"/> 否認 <input checked="" type="checkbox"/> 認否留保	<input checked="" type="checkbox"/> 証拠書類なし <input type="checkbox"/> 金額の相当性なし <input type="checkbox"/> 避難等が終了済み <input type="checkbox"/> 相当因果関係なし <input checked="" type="checkbox"/> その他	別紙参照。
2. 生活費増加分 (6) ゲーム機	30,000円	<input type="checkbox"/> 全額認める <input type="checkbox"/> 否認 <input checked="" type="checkbox"/> 認否留保	<input checked="" type="checkbox"/> 証拠書類なし <input type="checkbox"/> 金額の相当性なし <input type="checkbox"/> 避難等が終了済み <input type="checkbox"/> 相当因果関係なし <input checked="" type="checkbox"/> その他	別紙参照。
3. 減収損害	600,000円	<input type="checkbox"/> 全額認める <input type="checkbox"/> 否認 <input checked="" type="checkbox"/> 認否留保	<input type="checkbox"/> 証拠書類なし <input type="checkbox"/> 金額の相当性なし <input type="checkbox"/> 避難等が終了済み <input type="checkbox"/> 相当因果関係なし <input checked="" type="checkbox"/> その他	別紙参照。
4. 精神的損害	妥当な額	<input type="checkbox"/> 全額認める <input type="checkbox"/> 否認 <input checked="" type="checkbox"/> 認否留保	<input type="checkbox"/> 証拠書類なし <input type="checkbox"/> 金額の相当性なし <input type="checkbox"/> 避難等が終了済み <input type="checkbox"/> 相当因果関係なし <input checked="" type="checkbox"/> その他	別紙参照。

以上

(別 紙)

被申立人の主張・意見は次のとおりです。

第1 申立人への賠償の前提

本件事故発生時に自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居があった方（以下「自主的避難等対象者」といいます。）が、放射線被曝への恐怖や不安を抱きながら自主的避難等対象区域内に滞在を続けられた場合の損害賠償については、原子力損害賠償紛争審査会における中間指針追補により、一定の指針・基準が示されております。

したがって、被申立人として申立人が原子力事故発生当時に自主的避難等対象区域に居住していたことが確認できれば、申立人のご請求については、中間指針追補に示された8万円をお支払いする方針です。

また、交通費や生活費増加費用等の実費のご請求につきましては、中間指針追補において「これらを合算した額を同額として算定するのが公平かつ合理的な算定方法と認められる」と規定されております。

一方、原子力損害賠償紛争解決センターの統括基準によれば、「当該実費等の損害が賠償すべき損害に当たるかどうかを判断するには、以下の要素を総合的に考慮するもの」とされ、各要素として①自主的避難を実行したグループに子供又は妊婦が含まれていたかどうか、②自主的避難の実行を開始した時期及び継続した時期、③当該各時期における放射線量に関する情報の有無及び情報があった場合にはその内容、④当該実費等の損害の具体的内容、額及び発生時期が挙げられています。

そこで、被申立人として申立人の請求している二重生活における生活増加分等の請求において、転校に関するご事情が上記の各要素に該当するか否かを確認させていただくとともに、申立人が通学している[]学校からの指示にて郡山へ転入をした経緯や、他に自宅から通える距離に[]学校はなかったのか等のご事情を明らかにしていただいたうえで、仲介委員のご意見を踏まえつつ、中間指針追補に示された額の増額について別途検討させていただきたいと考えております。

以上

平成24年5月28日

送付状

To:

東京電力株式会社代理人

弁護士

From:

原子力損害賠償紛争解決センター 原子力損害賠償紛争和解仲介室

〒105-0004 東京都港区新橋1-9-6 (COI新橋ビル3F)

TEL: /FAX:

Email:

調査官

事件名:平成 年(東)第 号 申立人

- 1 上記事件の口頭審理期日を下記のとおり実施しますので、何卒よろしくお願いたします。

記

事 件 平成 年(東)第 号 申立人
日 時 平成24年6月19日(火) 午後12時30分～午後2時30分
場 所 原子力損害賠償紛争解決センター 東京事務所4階(最寄駅:新橋駅)
※申立人は電話会議にて参加予定

- 2 申立人の主張を整理した電話聴取報告書2及びその根拠となる資料一式並びに同報告書添付の別紙2を調査官が修正したものを送付いたします。
修正したものを作成した経緯としては、①電話聴取報告書2を作成後、申立人の本賠償請求の書類一式のご提供を受け、②その中で平成23年4月分の電気料金を示す資料(「その他請求明細」の領収書番号5)が新たに見つかったため、③その資料を反映した金額に別紙2を修正したというものです。申立人には、別紙2をそのように修正することについて、了解を得ております。
- 3 今回の送付書類及び既にお送りしている平成24年4月6日付電話聴取報告書に基づき、答弁書で留保していた認否を、6月15日(金)までに書面にて明らかにして下さい。

なお、被申立人は、答弁書において、申立人らを「自主的避難等対象者」と位置づけて認否しておられますが、仲介委員としては、申立人は、いわゆる自主的避難として双葉町の学校から郡山市の学校に転校したわけではなく、双葉町の学校が警戒区域内に入ったために転校を余儀なくされたものであることか

ら、「対象区域内にあった勤務先が本件事故により移転、休業を余儀なくされた」
(中間指針第3-8備考7)場合に類似するものとして、負担した(増加した)
実費は原則として賠償されると解する余地があるものと理解しております。

そのため、認否をされるにあたっては、申立人[]を「自主的避難等対象者」
として捉えた場合の認否に加えて、「対象区域内にあった勤務先が本件事故によ
り移転、休業を余儀なくされた」(中間指針第3-8備考7)と捉えた場合の仮
定的な認否も併せてご説明いただきますよう、お願い申し上げます。

その他、何かご不明な点があれば、担当調査官までお問い合わせ下さい。

送付書類

1. 電話聴取報告書2
2. 写真アルバム一式
3. 電気代・ガス代・水道代の資料一式(通帳、請求書等)
4. 別紙2(調査官修正版)

以上

平成 年 (東) 第 号
申立人
被申立人 東京電力株式会社

意見書

平成24年6月18日

原子力損害賠償紛争解決センター 御中

(被申立人)

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
東京電力株式会社
代表者代表取締役 西澤俊夫

(指定通知場所)

〒
電話
FAX
被申立人代理人 弁護士

〒
電話
FAX
被申立人代理人 弁護士

被申立人の主張・意見は次のとおりです。

第1 申立人様のお立場について

- 1 申立人様について、「自主的避難等対象者」ではなく、「対象区域内にあった勤務先が本件事故により移転、休業を余儀なくされた」（中間指針第3-8備考7）者として、検討するよう仲介委員よりご指示がありました。
- 2 (1) まず、本件のように、通学していた学校が警戒区域内にあったため、本件事故により転校を余儀なくされた場合について、中間指針や追補等には何ら定めはありません。
(2) また、上記「対象区域内にあった勤務先が本件事故により移転、休業を余儀なくされた」場合に、その者が被った損害の賠償が必要となるのは、被害者が生活の糧となる収入が減少、あるいは完全に断たれたと判断されるためです。
しかるに、本件においては、通学されていた学校が警戒区域内にあって転校を余儀なくされたとはいえ、本件事故により生活の糧となる収入が減少、あるいは完全に断たれたという関係にはありません。したがって、上記中間指針を本件において類推適用することも理論的に困難だと考えます。
- (3) さらに、申立人によりますと、自宅から通える仙台の学校は末に定員オーバーであったことなどから、転校先の学校に通わざるを得なかったと主張されておりますが、ご自宅周辺には学校もあることから、かかる学校に転校することができなかった理由についてもご説明願いたいと存じます。

以上

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X 1及び同X 2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 別紙記載のとおり

期 間 自 平成23年3月11日

至 平成24年3月31日

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人X 1に対して金42万6834円、同X 2に対して金112万7068円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年8月23日

（仲介委員 廣瀬健一郎）

別紙

1. X 1

精神的損害（本件事故により転校転居した精神的苦痛） 30万0000円

就労不能損害 12万6834円

2. X 2

生活費増加費用 112万7068円

合計 155万3902円